

2025年度

中部日本女子シニアアマチュアゴルファーズ選手権【予選】

開催日	開催コース	
6月16日(月)	伊深の森カントリークラブ	岐阜県
	小杉カントリークラブ	富山県
6月26日(木)	ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場(西コース)	愛知県
	アリジカントリークラブ花垣コース	三重県
7月 4日(金)	ウッドフレンズ名古屋港ゴルフ倶楽部	愛知県
7月 8日(火)	名古屋広幡ゴルフコース	愛知県

※出場日を間違えないようスタート表で確認してください。

主催 (公社)日本パブリックゴルフ協会
後援 (公財)日本ゴルフ協会 / 中部ゴルフ連盟 / (公社)全日本ゴルフ練習場連盟
(一社)日本ゴルフ用品協会 / 中部ゴルフ練習場連盟 / 中日新聞社 / 中日スポーツ

大会役員及び競技委員

◆大会会長 加藤 義孝
◆大会役員 三治 弘和 前田 和彦 鄭 普永 杉木 正人
加藤 義親 (順不同)

◆コース	◆電話	◆競技委員長	◆競技委員
名古屋広幡ゴルフコース	0565-48-1551	牧 俊一	原田 亮
ウッドフレンズ名古屋港ゴルフ倶楽部	0567-68-6651	稲盛 浩一	浅井 隆之
ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場	0561-53-3993	平嶋 豊三	井上 淳也
伊深の森カントリークラブ	0574-29-1891	清川 浩	藤田 久徳
アリジカントリークラブ花垣コース	0595-39-1008	山口 信司	長橋 哲宏
小杉カントリークラブ	0766-56-7558	山本 隆浩	川腰 博之

競技開催規定

競技方法

- 本競技は18ホール・ストロークプレーとする。
- 各予選会場の予選通過人数は下記の通りとする。

◆予選会場	◆開催日	◆参加人数	◆通過人数
伊深の森カントリークラブ	6月16日(月)	20名参加 /	7名通過
小杉カントリークラブ	6月16日(月)	24名参加 /	8名通過
ウッドフレンズ森林公園ゴルフ場	6月26日(木)	16名参加 /	5名通過
アリジカントリークラブ花垣コース	6月26日(木)	18名参加 /	6名通過
ウッドフレンズ名古屋港ゴルフ倶楽部	7月 4日(金)	35名参加 /	11名通過
名古屋広幡ゴルフコース	7月 8日(火)	14名参加 /	5名通過
6会場		127名参加	予選通過42名

競技規則

- 本競技は、2023年発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」(www.Jga.or.jp)並びにPGS競技規則(ハードカード)による。
ローカル・ルールの追加事項は、当日掲示し告知する。
- タイスコアの場合は、マッチング・スコアカード方式により順位を決定する。
- 公認球リスト(ローカルルールひな型G-3)を適用する。
- 適合ドライバーヘッドリスト(ローカルルールひな型G-1)を適用する。
ローカルルールひな型G-10 ストロークを行う時パターを除き46インチを超える長さのクラブの使用を禁止する。

注意事項

- スタート時間の40分前に受付を完了し、10分前には所定の位置(スターティングホール)に待機すること。
- スコアカードはラウンド終了後直ちにアテスト(同伴競技者署名)及び競技者確認署名を確かめ本人が競技委員に提出すること。
- 競技当日の練習は指定の場所で行うこと。(当日場所を明示する)
- プレーの進行が遅い場合には、その組全員にペナルティを科すことがあるので注意すること。
- 欠席者があった場合、スタート時間及び組合せを変更することがある。
- キャディバッグは口径9インチ、重量13kgを超えないこと。
- コース内での携帯電話の使用を禁止する。(緊急の場合を除く)
重大なエチケット違反と判断される場合、競技失格となることがある。
- 選手の付添、応援者のコース内への立ち入りを禁止する。

その他

- 指定練習日、宿泊施設については、各ゴルフ場へ問い合わせること。
- 予選通過者には、9月10日(水)・11日(木)ウッドフレンズ名古屋港ゴルフ倶楽部開催の中部日本地区決勝大会
参加資格を付与する。スタート表・競技規則等は日本パブリックゴルフ協会ホームページ(<https://www.pgs.or.jp/>)
にて確認すること。

2025年度日本パブリックゴルフ協会主催競技には R&A と USGA が制定したゴルフ規則と以下のローカルルールと競技会場で追加または修正したローカルルールが適用されます。

下記に参照するローカルルールの全文については2023年発効の「ゴルフ規則のオフィシャルガイド」を参照すること (www.jga.or.jp で閲覧可)。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は：一般の罰（2 罰打）

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則 18.2）

- (a) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (b) アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア（規則 17）

- (a) 片側だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- (b) ペナルティーエリアがコースの境界縁に接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界縁まで及び、その境界縁と一致する。
- (c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界(アウトオブバウンズの境界)と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まったことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型 B-2.1 に基づいて反対側の救済を受けることができる。
- (d) ペナルティーエリアのためのドロップゾーン
ペナルティーエリアのためのドロップゾーンが設置される場合、1 打の罰に基づく救済の追加の選択肢となる。ドロップゾーンは救済エリアであり、球はその救済エリアにドロップされ、その救済エリアに止まらなければならない。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

- (a) 修理地
 - 1) 白線で囲まれ青杭で標示してある区域
 - 2) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型 F-7 を適用する。
 - 3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤーデージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則 16.1 に基づく救済を受けることができる。ヤーデージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。
- (b) 動かさない障害物
 - 1) 白線の区域と動かさない障害物がつながられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
 - 2) 動かさない障害物で囲まれている庭園区域とその中で生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
 - 3) ウッドチップやマルチ（木屑）などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチッ

プやマルチ（木屑）などの個体はルースインペディメントである。

- 4) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝）。
- 5) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。

4. 不可分な物

次の物は不可分な物であり、罰なしの救済は認められない：

- (a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤ、ケーブル、巻物。
- (b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）。

5. クラブと球の規格

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型G－1を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
- (b) 適合球リスト：ローカルルールひな型G－3を適用する。
- (c) ストロークを行うとき、プレーヤーはパターを除き46インチの長さを超えるクラブを使ってはならない：ローカルルールひな型G－10を適用する。
このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格

6. 陰悪な気象状況によるプレーの中断（規則5.7）

プレー中断の連絡方法については、開催コースの連絡方法（カートナビ・無線連絡・エアホーン等）に準拠する。

エアホーンを使用する場合は、次の信号がプレーの中断と再開に使われる：

- | | | |
|--------|---|-----------------------|
| 即時中断 | － | 1回の長いサイレンまたはエアホーン |
| 中断 | － | 3回の連続する短いサイレンまたはエアホーン |
| プレーの再開 | － | 2回の連続する短いサイレンまたはエアホーン |

注意：危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習を止めるように勧告し、それでも練習を止めない場合には失格となることがある。

7. 練習（規則5）

- (a) ラウンド前とラウンドとラウンドの間の練習（規則5.2）

規則5.2bは次の通り修正する。

プレーヤーは、ラウンド前やラウンドとラウンドの間に競技コースで練習をしてはならない。ただし、指定練習区域を除く。

- (b) ホールとホールの中の練習（規則5.5b）

規則5.5bを次の通り修正する：

二つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
- ・ 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

8. キャディー

プレーヤーのキャディーの使用を禁止したり、要求したり、あるいはキャディーとして使用できる人について制限する場合、各競技の競技規定に掲載される。

9. 参加資格

プレーヤーは各競技の「競技規定」で定められる参加資格の条件を満たしていなければならない。

10. スコアカードの提出（規則 3.3 b）

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

11. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、委員会により会場で公表される。

12. 競技の結果 — 競技の終了

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

13. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議するものとする。

14. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

15. 行動規範

プレーヤーはゴルフ規則 1.2a に記されている通り行動しなければならない。

- ・ 誠実に行動すること。
- ・ 他の人に配慮を示すこと — 例えば、速やかなペースでプレーする、他の人の安全に気を配る、他のプレーヤーの気を散らさない。プレーヤーのプレーした球が誰かに当たる危険があるかもしれない場合、プレーヤーはすぐに注意喚起（「フォアー」のような伝統的な警告など）するべきである。
- ・ コースをしっかりと保護すること — 例えば、ディボットを元に戻す、バンカーをならす、ボールマークを修理する、不必要にコースを傷つけない。

【行動規範の違反の罰】

- ・ 行動規範の最初の違反 — 警告あるいは委員会の制裁。
- ・ 2 回目の違反 — 1 罰打。
- ・ 3 回目の違反 — 一般の罰。
- ・ 4 回目の違反や重大な非行 — 失格。

【懲戒的な制裁】

競技委員会には行動規範に違反したプレーヤーに今後の PGS 競技への参加を一定期間認めない等の懲戒的な制裁をする権限がある。失格を伴う行動規範の違反や重大な非行をしたプレーヤーに懲戒的な制裁をする場合、競技委員会は書面によりそのプレーヤーに通知する。プレーヤーはその書面の日付から 30 日以内にその違反に対する答弁を書面で提出することができる。競技委員会は提出された文書、競技委員、関係者等からすべての情報を勘案して制裁を決定する。

注 意 事 項

16. 参加の取り消し

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことがある。

17. 携帯電話

緊急時以外コース内での携帯電話の通話は禁止する。

18. 開催コース利用約款等規則

参加者は各ゴルフ場が定める利用約款等規則については、自らの責任でこれを確認し従うこと。上記ルールに抵触した場合は各ゴルフ場または運営主体により、入場を拒否されたり、プレーを途中で禁止されたりすることもある。